

狭山茶需要創出促進事業実施業務委託企画提案募集要領

1 募集内容

- (1) 委託業務名 狭山茶需要創出促進事業実施業務
- (2) 業務内容 別添「狭山茶需要創出促進事業実施業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和6年3月15日まで
- (4) 委託費の限度額 2,788千円（消費税及び地方消費税含む）

2 募集資格の要件

次の要件を全て満たしている法人とする。

- (1) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをされた者
 - ウ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者
 - エ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者
 - オ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- (2) 随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

3 委託契約までの手順（予定）

- (1) 企画提案募集開始 令和5年3月27日（月）
- (2) 質問受付期間 募集開始から4月3日（月）午後4時まで
- (3) 質問に対する回答 4月6日（木）
- (4) 企画提案書等提出 4月13日（木）午後4時まで
- (5) 企画提案者への質問送付 4月20日（木）
- (6) 企画提案者からの質問回答 4月25日（火）正午まで
- (7) 審査結果の通知 5月10日（水）
- (8) 委託契約の締結 5月下旬

4 募集要項等の配布

埼玉県農林部生産振興課（以下、「生産振興課」という。）ホームページからダウンロードする。（<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0904/index.html>）

5 質問事項について

(1) 受付期間

令和5年3月27日（月）～4月3日（月）午後4時まで

(2) 提出方法

・質問事項は、「企画提案募集要領の内容等に関する質問書（様式1）」に質問内容を記載のうえ、電子メールで生産振興課花き・果樹・特産・水産担当あて送付してください。

口頭での質問は受け付けません。

・送付に当たり、件名は「狭山茶需要創出促進事業」としてください。

(3) 回答日

令和5年4月6日（木）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、生産振興課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0904/index.html>）に掲載します。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 狭山茶需要創出促進事業実施業務委託企画提案書（様式2）

企画提案書の様式は任意とするが、別紙「狭山茶需要創出促進事業実施業務委託仕様書」に基づき、A4版片面で作成し、提出してください。

イ 法人概要調書（様式3）

国や地方公共団体等との類似業務に関する実績があれば、その内容を記載してください。

ウ 本業務を運営していく際の実施体制（様式任意）※責任者を明示すること

エ 見積書（様式任意）

算出根拠を明示し、金額は日本円にて消費税込みで表記してください。

企画提案書とは別冊で作成し、企画提案書と同時に提出してください。

(2) 提出部数

10部

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）

(4) 提出先

生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当

※ 「11 問い合わせ先及び書類の提出先」を参照。

(5) 提出期限

令和5年4月13日（木）午後4時まで（必着）

(6) 提出書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本企画提案公募における契約の相手方の候補の選定以外の目的では使用しません。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではありません。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。

ウ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできません。ただし、県から指示があった場合を除きます。また、提出された企画提案書等は返却しません。

- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。

(7) その他

- ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とします。
- イ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とします。契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除します。
- ウ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、生産振興課花き・果樹・特産・水産担当に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書（様式任意）に記載の上、提出してください。
- エ 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限ります。複数の提案はできません。

7 委託候補者の選定方法

狭山茶需要創出促進事業実施業務候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において企画提案書と見積書を用いた書面審査を行い選定します。

企画提案者が多数となった場合には、事前審査を行い、書面審査の対象を5者程度に選定します。

(1) 評価方法

企画提案書について、審査基準に基づき委員の採点等を聴収した上で評価します。

(2) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(1)の総合点が最も高い者を、契約の相手方候補者として選定します。
- イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定します。
なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初の金額の範囲内で再度見積書を作成し、再提出された見積書が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定します。

(3) その他

次の事項に該当する者は、失格とします。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が委託費の限度額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(4) 審査にあたり、以下のとおり選定委員会から企画提案者へ質問を行う場合があります。

- ア 選定委員会は、提出書類等を確認し、質問事項を4月20日（木）までに電子メールで企画提案者へ送付します。
- イ 企画提案者は、質問事項等に関する回答を作成し、4月25日（火）正午までに電子メールで生産振興課花き・果樹・特産・水産担当に提出します。

電子メール：a4130-02@pref.saitama.lg.jp

8 審査結果の通知

候補者を選定後、企画提案公募参加者全員に選定又は非選定の結果を通知します。

また、選定結果通知日の翌営業日に、契約候補者名を生産振興課のホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0904/index.html>) において公表します。

9 契約方法

- (1) 契約候補者に選定された者と埼玉県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結します。
- (2) 受託者は契約金額の100分の1の額(100円以下は切り上げ)の契約保証金を契約時に納付する必要があります。
ただし、埼玉県財務規則第81条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金は免除することができます。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則精算払いとします。ただし、業務の円滑な遂行を図るために必要があると認める場合には、概算払いが可能です。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その事由を記載した辞退届を提出するものとします。
- (5) 委託候補者と協議が整わない場合、または、契約締結までの間に委託候補者に事故ある場合等は、委託候補者との契約を行わず、次順位の者と協議を行います。

10 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、書面(任意様式)により生産振興課花き・果樹・特産・水産担当あて届け出るものとします。
- (2) 企画提案書提出後、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

11 問い合わせ先及び書類の提出先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当

TEL : 048-830-4146

FAX : 048-830-4843

E-mail : a4130-02@pref.saitama.lg.jp